東京拘置所	看護課	看護に関すること。
	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
［略］		

（支所に置く課及び所掌事務）

第二十九条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　札幌拘置支所 釧路刑務支所　仙台拘置支所 宇都宮拘置支所　横須賀刑務支所　横浜拘置支所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　西条刑務支所　京町拘置支所　さいたま拘置支所　姫路拘置支所　小倉拘置支所	［略］	
福島刑務支所	庶務課	一　第四条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二　前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。
［略］		

［項を加える。］

［同上］		

（支所に置く課及び所掌事務）

第二十九条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　札幌拘置支所 釧路刑務支所　仙台拘置支所 福島刑務支所　宇都宮拘置支所　横須賀刑務支所　横浜拘置支所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　西条刑務支所　京町拘置支所　さいたま拘置支所　姫路拘置支所　小倉拘置支所	［同上］	

［項を加える。］

［同上］